Ｄ　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｅ　ＡからＤまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〔0.5〕」とあるのは、「〔0.8〕」と読み替えるものとする。

五十四　地方創生の推進に要する経費があること。

市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十五　投票所への移動支援等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第三号ロの表第九号」と読み替えるものとする。

五十六　病害虫等の防除に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十七　貝毒対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十八　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十九　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。

Ｄ　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｅ　ＡからＤまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〔0.5〕」とあるのは、「〔0.8〕」と読み替えるものとする。

五十四　地方創生の推進に要する経費があること。

市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十五　投票所への移動支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第三号ロの表第九号」と読み替えるものとする。

五十六　病害虫等の防除に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十七　貝毒対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十八　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十九　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。